

特定者決定基準

1. 目的

この基準は、浜松市窓口用多機能発券機導入保守運用業務（以下、「本業務」という。）の受託候補者の特定に当たり、その基準を明らかにし、選定の公平性、客観性を確保するとともに、最適な事業者を選定することを目的とする。

2. 特定者の決定方法

提出された企画提案書と各提案者が行うプレゼンテーション等の内容を別紙「評価基準」に基づき評価し、この評価基準に加重係数を乗じた上で評価点数を算出し、その合計が最も高い事業者を特定者として決定する。（合計満点は100点とする。）

3. 「評価基準」の評価方法

- (1) 評価点数は別紙「評価基準」のとおりとする。満点は600点とする。
- (2) 加重係数は、評価項目の重要度に応じて、別紙「評価基準」のとおり設定する。
- (3) 評価は以下の表により行うこととする。

区分	評価
優れた提案であると認められる	5
浜松市が想定した内容であり、平均的な提案であると認められる（基準）	3
劣る提案であると認められる	1
記載なし・要件を満たした提案ではない	0

4. 提案順位の決定方法

- (1) 提出された企画提案書等の内容を別紙「評価基準」に基づき評価し、各評価委員の評価点数の合計が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 満点は600点とする。
(600点：評価委員1人あたりの点数100点×評価委員6人)
- (3) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (ア) 評価項目「全体概要及び機能概要」の点数が高い者を上位とする。
 - (イ) 上記（ア）も同点の場合は、評価項目「情報セキュリティ対策」が高い者を上位とする。
- (4) 第1次評価の際は「ヒアリングの評価」の項目を除いた評価項目で審査する。
- (5) 提案者が1者の場合でも、（1）～（4）を適用する。